

□■養成所ニュースプラス第2号 2026□■

38期生の皆さんは、入学して2週間が過ぎます。「受講の手引」を読み、オリエンテーション動画を確認したら、1学期前期科目「ソーシャルワークの基盤と専門職」のテキストを読みましょう。「受講の手引」73ページ「テキスト・参考文献」には第2、第3、第5章を示していますが、第1、第4章も大事です。そろそろ始めないとレポート提出まで辿り着けません。なお、第6章以降は「社会専門」で2学期前期に学びます。

37期生、修了生の皆さんには、受験対策のポイントを中心とするガイダンス(1)を来週公開予定です。1回目は、第38回の国家試験状況についてまとめています。パスワード等の案内を本メルマガに添付していますので、ぜひ視聴してください。38期生の皆さんは「受講の手引」86ページに同様の案内を掲載していますので、再来年の受験に向けて確認してみてください。

Plus Quiz では、前回に続き「ソーシャルワークの基盤と専門職」から、「障害者の自立生活運動」に関する問題です。過去問は正解を覚えるのではなく、選ばなかった選択肢のどこが違うのか、どこを直せば適切になるかも、合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz

【第36回問題 94】 障害者の自立生活運動に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

1. 当事者が人の手を借りずに、可能な限り自分のことは自分であることを提起している。
2. ピアカウンセリングを重視している。
3. 施設において、管理的な保護のもとでの生活ができることを支持している。
4. 当事者の自己決定権の行使を提起している。
5. 危険に挑む選択に対して、指導し、抑止することを重視している。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info

- ・(37期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・(38期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ
「受給資格者証と公的身分証明書のコピー」の提出をされていない方は、早急に提出してください。
- ・(38期生) 見込書類(実務経験証明書)のさしかえについて
入学願書提出時に「実務経験見込証明書」を提出している方は、入学資格または実習免除を満たした期間の「実務経験証明書」の提出が必要となりますので、早急に提出してください。
- ・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。
- ・(第37-38期生) 今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。
詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=356

■Test Info

国家試験に関する情報をお届けします

- ・第39回国家試験は、令和9年2月上旬です。
詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→<https://www.spw-mosi.com/exam/>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

- ・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column

【レポート作成講座第2回／文章作法の確認】

入学案内の小論文課題のページに「注意事項」や「文章作法」の説明を掲載しましたが、残念ながら、半数近い方にルール違反がありました。

ルール違反のワースト3は「行頭禁則」「段落がないもの、または段落の書き出しがひとマス空いていないもの、しかるべき場所で段落が変わっていないもの」「体言止め」でした。

多くはありませんでしたが、「である・だ」（常体）に「です・ます」（敬体）が混在、もしくは全て敬体のもの、数字のひとマスへの入れ方の違反もありました。誤字も2割の方にあり、例えば、虐待の「虐」や意思決定支援が「意志決定支援」に、専門が「専門」になっていた方もいましたので、気を付けましょう。

「受講の手引」20ページでは、16項目の文章作法とレポート作成時のルールを示しています。また、オリエンテーション動画でも具体例を挙げて説明しています。必ず確認してから作成するようにしてください。

例年、1学期は参考・引用文献の記入がないレポートが大変多いです。文章作法が守られていない場合は、レポート評価に進む前に事務局判断で返送します。レポートの内容に関係なく返送しますので、十分に気を付けて作成・点検してください。

今回は、参考・引用文献についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

「自立生活運動」は、共通専門「ソーシャルワークの基盤と専門職」（以下、テキスト）の「自立支援」や共通科目「障害者福祉」の「障害者運動」に記述があります。

自身も車いすユーザーで、東京大学先端科学技術研究センター教授の熊谷晋一郎氏は「自立とは、依存しないことではなく、依存先を増やすことである」と定義しています。テキスト110ページには、自立支援のために資源として自分を使ってもらうよう「ソーシャルワーカーは当事者に『してあげる』側ではなく、当事者から『してもらう』側になる」とあります。

テキスト第3章第2節「ソーシャルワークの理念」には、他にも「当事者主権」「尊厳の保持」「権利擁護」「エンパワメント」「ノーマライゼーション」「ソーシャルインクルージョン」があり、国家試験でも度々出題されています。これらは、他の科目でも取り上げられていて、共通する理念であることが理解できます。

1. ×自立生活運動は、「介護を受けることは依存ではなく、必要な支援を受けながら障害者自らが主体となり暮らすことが大切であり、それが『自立』である」と主張しました（共通科目8「障害者福祉」73ページ）。人の手を借りず、自分のことを自分であることを提起しているわけではありません。

2. ○ピアカウンセリングは、自立生活運動で始められた取り組みで、仲間（ピア）が対等な関係で仲間の自立生活実現のサポートをするものです。

3. ×大学院を卒業したエド・ロバーツは、地元パークレー市で自立支援センターを作り自立生活運動を繰り広げます。そして、運動は全米に広がっていきました。その思想の一つが「障害者はできるだけ地域社会に統合されるべきである。」

という考え方です。管理的な保護のもと施設生活ができることを支持しているわけではありません。

4. ○自立支援運動では、障害者の自己決定こそが「自立」にほかならないと考えます。この考えは、専門職中心の援助において自ら決定することが「自立」であるという概念を作り出し、世界中の障害者の自立観を大きく変えました。

5. ×自己決定のためには、「検討する時間や、何かを試したり失敗したり後戻りしたりやり直す機会を必要とする。」とテキスト 110 ページにあります。「自立生活運動」は、障害者自身が主体的に自己決定権を使えるように訴えていて、専門家が指導し、抑止することを重視してはいません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus